# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成22年9月10日

【発行者名】 大和住銀投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横井 正道

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 ディスクロージャー部

宮崎 洋行

5,000億円を上限とします。

【電話番号】 03-6205-0200

【届出の対象とした募集内国投資信託受 大和住銀日本小型株ファンド

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

#### 第一部【証券情報】

#### (1)【ファンドの名称】

大和住銀日本小型株ファンド (以下、「当ファンド」といいます。)

## (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型株式投資信託(契約型)の受益権です。 格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

# (3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)は含まれていません。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額<sup>^</sup>とします(なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。)。

\*基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産 総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における 受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ > http://www.daiwasbi.co.jp/

<お電話によるお問い合わせ先>受付窓口:(電話番号)0120-286104

受付時間:午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

#### (5)【申込手数料】

申込手数料は、お買付金額(基準価額×買付口数)に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.15%(税抜3.0%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。 分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

# (6)【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社 までお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

平成22年9月11日から平成23年9月9日までです。

(申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

#### (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(販売会社)については、下記までお問い合わせください。 大和住銀投信投資顧問株式会社

- <インターネットホームページ>http://www.daiwasbi.co.jp/
- < お電話によるお問い合わせ先>受付窓口: (電話番号)0120-286104

受付時間:午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

# (9)【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください(詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。)。

申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

### (10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

### (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

#### (12)【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

- ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
  - ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

EDINET提出書類 大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

日本以外の地域における発行 ありません。

#### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主としてわが国の株式に投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

東京証券取引所市場第一部銘柄(以下「東証一部銘柄」)を除くわが国の株式(JASDAQ・東証二部・マザーズ・大証二部・ヘラクレス等に上場されている株式)を主要投資対象とします。

#### ファンドの基本的性格

当ファンドにおける社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

#### <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 ( 収益の源泉 )
		株式
単位型	国 内	債 養
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

# 商品分類表の各項目の定義について

- 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産 とともに運用されるファンドをいいます。
  - 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に 国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
  - 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に 株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

# <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
投資対象資産 株式 一般 大型株 中小型株  債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	決算頻度 <b>年1回</b> 年2回 年4回 (隔月) 年12回 (毎月)	投資対象地域 グローバル <b>日本</b> 北米 欧州 アジア オセアニア
( ) 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

# 属性区分表の各項目の定義について

株式 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨 の記載があるものをいいます。

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

# ファンドの特色

イ.東証一部銘柄を除くわが国の株式 (JASDAQ・東証二部・マザーズ・大証二部・ヘラクレス等に上場されている株式)を主要投資対象とします。

ただし、投資している銘柄が、保有期間中に東証一部銘柄になった場合は、保有を継続する場合があります。

主要投資対象 の市場	規模等
JASDAQ	日本のベンチャー企業を対象とし、株式会社大阪証券取引所が運営している
	市場です。
(ジャスダック)	(時価総額 約8.6兆円 会社数 863社 平成22年6月末)
	株式会社東京証券取引所が運営し、市場第二部の上場基準に適合し審査で適
東証二部	当と認められた企業の株式で構成されている市場です。
	(時価総額 約3.4兆円 会社数 444社 平成22年6月末)
	成長可能性のあるベンチャー企業を対象とし、株式会社東京証券取引所が開
マザーズ	設した市場です。
	(時価総額 約1.1兆円 会社数 183社 平成22年6月末)
	株式会社大阪証券取引所が運営し、市場第二部の上場基準に適合し審査で適
大証二部	当と認められた企業の株式で構成されている市場です。
	(時価総額 約1.2兆円 会社数 221社 平成22年6月末)
	将来性豊かな企業に資金調達の途を拓き、企業の成長を支援するナショナル
ヘラクレス	・マーケットで、株式会社大阪証券取引所が開設した市場です。
	(時価総額 約0.7兆円 会社数 146社 平成22年6月末)

<sup>\*</sup>JASDAQとヘラクレスは、2010年10月に市場統合されます。

ロ.綿密な企業分析によるボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル 価値に対して株価水準が割安と判断する銘柄」および「将来収益への成長期 待が高く、成長の持続力があると判断する銘柄」に投資します。

<運用にあたっての4つのキーワード>

# Ⅰ.Niche(ニッチ=すき間)

〇参入者の割に大きな市場 〇企業規模が小さく、行動が早い ニッチビジネスは、

○情報化で、「小さな規模のデメリット」精小

- ・価値観の多様化
- ・情報社会がもたらす市場、資金、チャンス
- ・人口 構成の変化



規模の拡大にとらわれない収益チャンスの存在

#### Ⅲ. Discovery(発掘)

発掘の O順調に業績を伸ばしているが、IRUでこなかった企業 対象とは、OJRがきまくなかった企業 等

- ・隠れた好業績、好収益企業の存在
- ・持ち合い解消による株式の流動化



知名度の向上 → 株価の正当な評価

# Ⅱ. Reform(体質改善)

企業の ○ニース をとらえ、赤字御門のカット

体質改善 〇新しい市場を作ることにより、業界内での地位を築く

とは、 〇国内から海外への飛躍

- 〇本業の合理化
- ・自らの体質の転換
- ・新分野の開拓



変革・転換による改善→収益の改善・拡大

# Ⅳ. Vabue(価値)

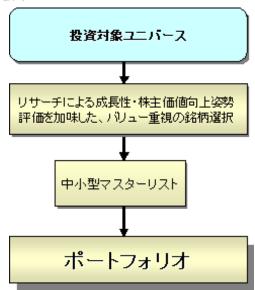
価値とは、〇成長性を考慮した割支度 ○潜在的な企業価値

- ・買われ過ぎている銘柄の存在
- その他出遅れ、発掘銘柄



成長性とバリュエーションを重視

# <運用プロセス>



\*運用プロセスは将来変更になる場合があります。

	成長性重視のアプローチ	バリュエーション重視のアプローチ
重視する主なポイント	・株価成長指標(ROE、増益率等) ・流動性 ・テーマ性	・株価割安度指標(PER、PBR、配当利回り等)
銘柄選定の主 なポイント	・期待される成長率を維持できるか。 ・一般的に認識されている以上の成 長力とその継続性 等	・ファンダメンタル価値対比の割安 度 ・株価の割安さを支える業績達成の 確度とその継続性 等

- ハ.株式の組入れについては、通常の状態で原則として信託財産の純資産総額の70%程度以上となることを基本とします。
  - ・大量の追加設定・解約が発生したとき、および市況動向やファンドの状況(残存信託期間、残存元本等)等によっては、上記の運用が行えないときがあります。
  - ・やむを得ない事情が発生した場合等は、上記のような運用ができない場合があります。

#### 信託金の限度額

信託金の限度額は、400億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

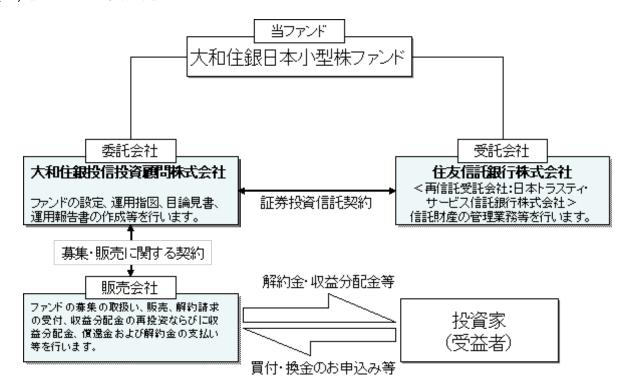
# (2)【ファンドの沿革】

平成16年6月11日 信託契約締結

平成16年6月11日 当ファンドの設定・運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

# (3)【ファンドの仕組み】



# 委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

# 委託会社等の概況(平成22年7月末現在)

・代表者の役職氏名 代表取締役社長 横井 正道

・本店の所在の場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

・資本金の額 20億円

・会社の沿革 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立

平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得

平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投

信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社

へ商号を変更

# ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1 - 9 - 1 グラントウキョウ ノースタ ワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャ ルグループ	東京都千代田区有楽町1-1-	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202、メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

### 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

東証一部銘柄を除くわが国の株式(JASDAQ・東証二部・マザーズ・大証二部・ヘラクレス等に上場されている株式)を主要投資対象とします。ただし、投資している銘柄が、保有期間中に東証一部銘柄になった場合は、保有を継続する場合があります。

綿密な企業分析によるボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値に対して株価水準が割安と判断する銘柄」および「将来収益への成長期待が高く、成長の持続力があると判断する銘柄」に投資します。

株式の組入れについては、通常の状態で原則として信託財産の純資産総額の70%程度以上となることを基本とします。

株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。また、株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

大量の追加設定・解約が発生したとき、および市況動向やファンドの状況(残存信託期間、残存元本等)によっては、ならびにその他やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用が行えないことがあります。

# (2)【投資対象】

# 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券

- ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
- 八.金銭債権
- 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ.為替手形

## 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により 有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定める ものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する 証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 13.投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行 信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および

14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

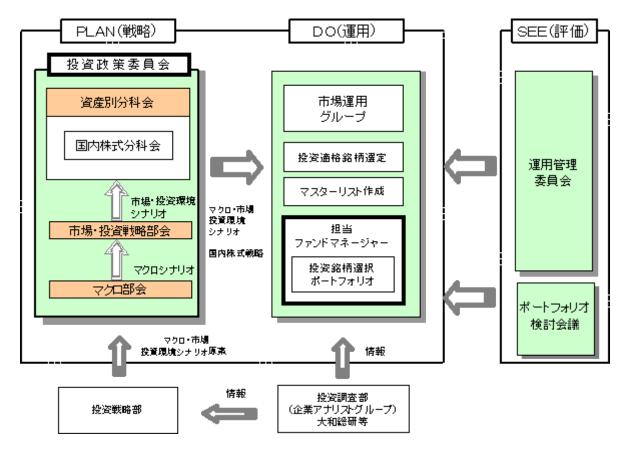
# その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から5までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (3)【運用体制】



- \* 当ファンドの運用体制に係る運用本部の人員数は、平成22年7月末現在で約100名です。
- \*運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
- \*運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク < リスクの管理体制 > 」に記載しております。
- \* 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

### (4)【分配方針】

毎決算時(毎年6月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の 方針に基づき分配を行います。

- イ.分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 口. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向、残存期間等を勘案して、委託会社が決定します。 ただし、分配対象額が少額な場合には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の 運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 口.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
  - 八、毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ・収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

口.前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に定める各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

ハ.上記イ.に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

# (5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

### イ.株式等への投資割合

(イ)株式への投資割合には制限を設けません。

(口)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資を指図しません。

# 口.投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

# 八.同一銘柄の株式等への投資制限

(イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資を指図をしません。

(口)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

# 二.投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

# ホ.信用取引の指図範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(八)信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

### へ, 先物取引等の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

# ト.スワップ取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (八)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (二)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが 必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

# チ.金利先渡取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (口)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託 約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託 期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (八)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (二)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

### リ・同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新 株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資 の指図をしません。

# ヌ.有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- a.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- b.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で 保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- (ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (八)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

# ル.外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

## ヲ.資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁 される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を 限度とします。

(二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### ワ.公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債 (信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (口)前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価 総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速 やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするも

のとします。

## カ.公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができるものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二)前(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

# ヨ.受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(口)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(八)前(イ)および前(口)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

# 法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

#### 3【投資リスク】

#### <当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解の うえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### <基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

## (1)価格変動リスク

当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等に投資します。投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

#### (2)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

# (3)流動性リスク

投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該 有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に 大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利 な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難に なったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

#### (4)信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。 この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### <その他の留意点>

#### (1)繰上償還について

当ファンドは、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

# (2)換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大

口の換金請求には制限を設ける場合があります。

# (3)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(4)法令・税制・会計等の変更可能性について

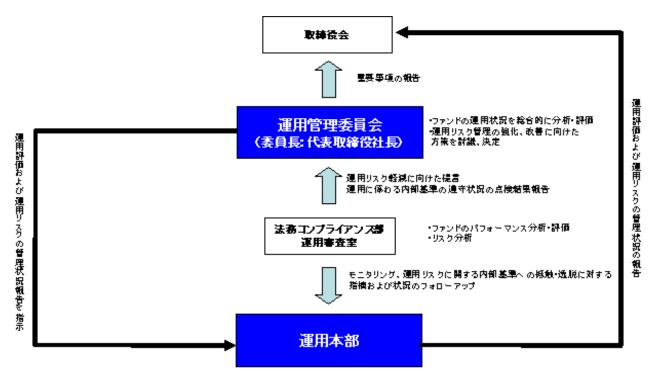
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

# <リスクの管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で 行っております。

名称および人員数   内容   ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。   運用リスクを陳く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。   取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。   コンプライアンス・オフィサー	1」フ (のりより。	
に、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・ 決定します。  リスク管理委員会 (20名程度)  監査部 (6名程度)  取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。 コンプライアンス・オフィサー コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。 法務コンプライアンス部 (8名程度)  社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。 ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。 売買管理室 約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。	名称および人員数	内容
決定します。	運用管理委員会	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するととも
<ul> <li>リスク管理委員会 (20名程度)</li> <li>・ 運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。</li> <li>・ 監査部 (6名程度)</li> <li>・ コンプライアンス・オフィサー (1名)</li> <li>・ 法務コンプライアンス部 (8名程度)</li> <li>・ 法務コンプライアンス部 (8名程度)</li> <li>・ (3名程度)</li> <li> (3名程度)</li></ul>	(20名程度)	に、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・
(20名程度) 切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。  監査部 (6名程度) 取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。  コンプライアンス・オフィサー (1名) コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。  法務コンプライアンス部 社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。  運用審査室 ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。  売買管理室 約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。  トレーディング部 有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の		決定します。
<ul> <li>恵査部 (6名程度) 取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。</li> <li>コンプライアンス・オフィサー (1名) コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。</li> <li>法務コンプライアンス部 (4内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。</li> <li>運用審査室 ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。</li> <li>売買管理室 約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。</li> <li>トレーディング部</li> <li>有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の</li> </ul>	リスク管理委員会	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適
監査部 (6名程度)  取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。  コンプライアンス・オフィサー (1名)  コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。  社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。 ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。  売買管理室 (2名程度)  約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。	(20名程度)	切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めま
(6名程度) 勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。 コンプライアンス・オフィサー (1名) コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。 法務コンプライアンス部 社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。		す。
す。		
コンプライアンス・オフィサー (1名) コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。 法務コンプライアンス部 (8名程度)	(6名程度)	
(1名) うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。  法務コンプライアンス部 社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー 情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。  運用審査室 ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分 (3名程度) 折を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員 会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。  売買管理室 約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。  トレーディング部 有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の		9,
職員の啓蒙・教化に努めます。	コンプライアンス・オフィサー	
法務コンプライアンス部 (8名程度) 社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。 ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分 (3名程度) 析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。 た買管理室 約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。 トレーディング部 有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の	(1名)	うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役
(8名程度) 情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。		職員の啓蒙・教化に努めます。
に防止するために日常的な活動を行います。  運用審査室 (3名程度) がを行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。 売買管理室 (2名程度) 約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。 トレーディング部 有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の	法務コンプライアンス部	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー
<ul> <li>運用審査室         (3名程度)         (3名程度)</li></ul>	(8名程度)	情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然
(3名程度) 析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。		に防止するために日常的な活動を行います。
会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。	運用審査室	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分
す。	(3名程度)	析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員
売買管理室 約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視お (2名程度) よび約定価格の妥当性を点検します。 トレーディング部 有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の		会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行いま
(2名程度)よび約定価格の妥当性を点検します。トレーディング部有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の		す。
トレーディング部 有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の	売買管理室	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視お
	(2名程度)	よび約定価格の妥当性を点検します。
(20名程度) 観点を踏まえて行います。	<u></u> トレーディング部	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の
	(20名程度)	観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



・運用リスク肥機、自主的な管理

\*リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、お買付金額(基準価額×買付口数)に申込手数料率を乗じて得た額とします。 申込手数料率は、3.15%(税抜3.0%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。 分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

# (2)【換金(解約)手数料】 ありません。

# (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.596%(税抜1.52%)を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.756%	年率0.756%	年率0.084%
(税抜0.72%)	(税抜0.72%)	(税抜0.08%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および各計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します(税額は、税法改正時には変更となります。)。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

# (4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.00945%(税抜0.0090%)以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

信託財産留保額はありません。

### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

< 平成23年12月31日まで >

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%(所得税 7 %および地方税 3 %)の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(当ファンドは、配当控除の適用があります。)を選択することができます。

#### ・解約時および償還時の課税

譲渡益(解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。)を控除した利益をいいます。)については、譲渡所得として10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

#### < 平成24年 1 月 1 日以降 >

・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(当ファンドは、配当控除の適用があります。)を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益(解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。)を控除した利益をいいます。)については、譲渡所得として20

% (所得税15%および地方税5%)の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉 徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

#### < 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

### 法人の受益者に対する課税

## < 平成23年12月31日まで >

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収されます。

## < 平成24年1月1日以降 >

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収されます。

#### < 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用があります。

#### (参考)

#### <個別元本について>

- ・追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照)。

## < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が特別分配金、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

- \*上記の内容は、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
- \*課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 5【運用状況】

# (1) 【投資状況】

(平成22年7月末現在)

大和住銀日本小型株ファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
株式	日本	4,435,455,350	95.04%
純資産総額		4,667,062,646	-

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年7月末現在)

# イ.主要銘柄の明細

#### 大和住銀日本小型株ファンド

	銘柄名	種類	株数、口数	簿価単価(円)	評価単価(円)	利率(%) 償還期限	投資
$\vdash$	国・地域	業種	又は額面金額	簿価(円)	時価(円)	<b>製器期限</b>	比率
1	セリア	株式	1,480	157,000	149,600	-	4.74%
	日本	小売業		232,360,000	221,408,000	-	
2	プレステージ・インターナ ショナル	株式	1,198	141,000	143,700	-	3.69%
	日本	サービス業		168,918,000	172,152,600	-	
3	プロトコーポレーション	株式	50,000	3,355	3,285	-	3.52%
	日本	情報・通信業		167,750,000	164,250,000	-	
4	スター・マイカ	株式	1,427	110,000	94,000	-	2.87%
İ	日本	不動産業		156,970,000	134,138,000	-	
5	SBIベリトランス	株式	2,500	50,700	51,400	-	2.75%
İ	日本	情報・通信業		126,750,000	128,500,000	-	
6	トーカイ	株式	108,600	1,199	1,180	-	2.75%
	日本	サービス業	·	130,211,400	128,148,000	-	
7		株式	79,900	1,452	1,570	-	2.69%
	日本	倉庫・運輸関 連業		116,014,800	125,443,000	-	
8	エス・エム・エス	株式	1,190	104,195	105,000	-	2.68%
	日本	サービス業		123,992,958	124,950,000	-	
9	泉州電業	株式	140,000	910	851	-	2.55%
İ	日本	卸売業		127,400,000	119,140,000	-	
10	ユニバース	株式	93,000	1,216	1,217	-	2.43%
	日本	小売業		113,088,000	113,181,000	-	
11	ワッツ	株式	202,200	599	552	-	2.39%
	日本	小売業		121,117,800	111,614,400	-	
12	ヒューテックノオリン	株式	151,900		731	-	2.38%

	銘柄名	種類	株数、口数	簿価単価(円)	評価単価(円)	利率(%)	投資
	国・地域	業種	又は額面金額	簿価(円)	時価(円)	償還期限	比率
	日本	陸運業		106,330,000		-	
13	ノバレーゼ	株式	1,972	58,000	56,000	-	2.37%
	日本	サービス業		114,376,000	110,432,000	-	
14	ゲンキー	株式	100,000	1,170	1,083	-	2.32%
	日本	小売業		117,000,000	108,300,000	-	
15	ステップ	株式	227,000	480	461	-	2.24%
	日本	サービス業		108,960,000	104,647,000	-	
16	イハラサイエンス	株式	145,000	570	683	-	2.12%
	日本	金属製品		82,650,000	99,035,000	-	
17	ツクイ	株式	208,400	471	464	-	2.07%
	日本	サービス業		98,180,100	96,697,600	-	
18	萩原工業	株式	92,200	1,082	990	-	1.96%
	日本	その他製品		99,760,400	91,278,000	-	
19	リロ・ホールディング	株式	65,600	1,458	1,342	-	1.89%
	日本	不動産業	·	95,644,800	88,035,200	-	
20	クラウディア	株式	77,000	1,204	1,140	-	1.88%
	日本	繊維製品	·	92,708,000	87,780,000	-	
21	日本医療事務センター	株式	231,700	350	359	-	1.78%
	日本	サービス業	·	81,230,330	83,180,300	-	
22	ベストブライダル	株式	316	249,330	249,300	-	1.69%
	日本	サービス業		78,788,407	78,778,800	-	
23	プレサンスコーポレーション	株式	458	172,700	168,000	-	1.65%
	日本	不動産業		79,096,600	76,944,000	-	
24	萩原電気	株式	106,500	665	661	-	1.51%
	日本	卸売業	,	70,822,500	70,396,500	-	
25	日精エー・エス・ビー機械	株式	121,000	573	556	-	1.44%
	日本	機械	·	69,333,000	67,276,000	-	
26	アサックス	株式	642	102,600	103,700	-	1.43%
	日本	その他金融業		65,869,200	66,575,400	-	
27	日本空調サービス	株式	87,200	700	713	-	1.33%
	日本	サービス業	,	61,040,000	62,173,600	-	
28	テクマトリックス	株式	984	68,000	63,000	-	1.33%
	日本	情報・通信業		66,912,000	61,992,000	-	
29	アスカネット	株式	1,182	56,900	50,200	-	1.27%
	日本	サービス業	'	67,255,800	59,336,400	-	
30	アルインコ	株式	248,700	217	228	-	1.21%
	日本	金属製品		53,967,900	56,703,600	-	,,

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

### 口.投資有価証券の種類別投資比率

# 大和住銀日本小型株ファンド

種類別	投資比率			
株式	95.04%			
合計	95.04%			

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

#### 八.投資株式の業種別投資比率

大和住銀日本小型株ファンド

業種別	投資比率
(国内)	
サービス業	26.57%
小売業	16.76%
情報・通信業	11.29%
不動産業	7.86%
卸売業	6.48%
金属製品	4.54%
その他金融業	3.59%
倉庫・運輸関連業	2.69%
陸運業	2.50%
その他製品	2.36%
化学	2.18%
繊維製品	1.88%
機械	1.81%
ガラス・土石製品	1.18%
証券、商品先物取引業	0.89%
パルプ・紙	0.74%
建設業	0.72%
電気機器	0.62%
食料品	0.26%
医薬品	0.11%
小計	95.04%
合計	95.04%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

# 【投資不動産物件】

(平成22年7月末現在)

大和住銀日本小型株ファンド

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

(平成22年7月末現在)

大和住銀日本小型株ファンド

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

大和住銀日本小型株ファンド				
_	純資産総額 (百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時	22, 442		1 0000	
(平成16年6月11日)	22,412	-	1.0000	-
第1計算期間末	32,947		0.9737	
(平成17年6月10日)	32,941	-	0.9131	
第2計算期間末	16,132	17,856	1.0294	1.1394
(平成18年6月12日)	10,132	17,000	1.0234	1.1334
第3計算期間末	14,328	_	0.9335	_
(平成19年6月11日)	14,020		0.0000	
第4計算期間末	8,888	_	0.6699	_
(平成20年6月10日)	0,000		0.0000	
第5計算期間末	5,425	_	0.4706	_
(平成21年6月10日)	•			
平成21年8月末日	5,845	-	0.5373	-
平成21年9月末日	5,576	-	0.5273	-
平成21年10月末日	5,479	-	0.5310	-
平成21年11月末日	4,822	-	0.4801	1
平成21年12月末日	4,730	-	0.4972	-
平成22年1月末日	4,781	-	0.5072	-
平成22年2月末日	4,668	-	0.4999	=
平成22年3月末日	5,049	-	0.5474	-
平成22年4月末日	5,509	-	0.6095	-
平成22年5月末日	4,972	-	0.5546	-
第6計算期間末	4 000		0 5400	
(平成22年6月10日)	4,902	-	0.5493	-
平成22年6月末日	4,735	-	0.5373	-
平成22年7月末日	4,667	-	0.5409	-

(注)純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

# 【分配の推移】

大和住銀日本小型株ファンド

期間	1口当りの分配金(円)	
第 1 期(平成16年 6 月11日 ~ 平成17年 6 月10日)	0	
第2期(平成17年6月11日~平成18年6月12日)	0.1100	

期間	1口当りの分配金(円)
第3期(平成18年6月13日~平成19年6月11日)	0
第4期(平成19年6月12日~平成20年6月10日)	0
第5期(平成20年6月11日~平成21年6月10日)	0
第6期(平成21年6月11日~平成22年6月10日)	0

# 【収益率の推移】

#### 大和住銀日本小型株ファンド

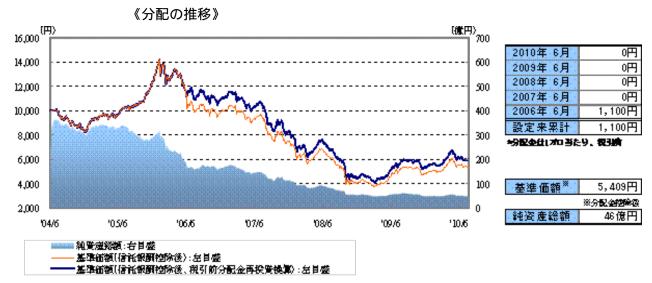
八個は蝦は牛小主体グナント			
期間	収益率		
第1期(平成16年6月11日~平成17年6月10日)	2.6%		
第2期(平成17年6月11日~平成18年6月12日)	17.0%		
第3期(平成18年6月13日~平成19年6月11日)	9.3%		
第4期(平成19年6月12日~平成20年6月10日)	28.2%		
第5期(平成20年6月11日~平成21年6月10日)	29.8%		
第6期(平成21年6月11日~平成22年6月10日)	16.7%		

(注)収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

## (参考情報)

2010年7月30日現在

# 《基準価額・純資産の推移》



\*基準価額(信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

# 《主要な資産の状況》

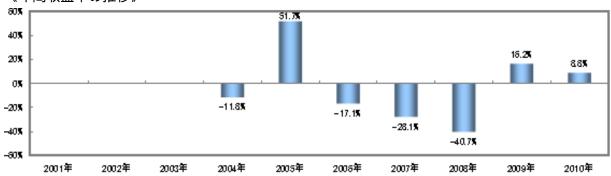
上位10銘柄

資産	投資銘柄	業種	投资比率
	セリア	小売業	4. 7%
		サービス業	3.7%
	プロトコーポレーション	情報・通信業	3.5%
	スター・マイカ	不動産業	2.9%
日本	SBIベリトランス	情報・通信業	2.8%
株式	トーカイ	サービス業	2.7%
	トランコム	倉庫・運輸関連業	2.7%
	エス・エム・エス	サービス業	2.7%
	泉州電業	卸売業	2.6%
	ユニバース	小売業	2.4%

上位10業種

	業種	投资比率
1	サービス業	26.6%
2	小売業	16.8%
3	情報・通信業	11.3%
4	不動産業	7.9%
5	卸売業	6.5%
6	金属製品	4.5%
7	その他金融業	3.6%
8	倉庫・運輸関連業	2.7%
9	陸運業	2.5%
10	その他製品	2.4%

# 《年間収益率の推移》



- \*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2004年は当初設定日(2004年6月11日)から年末までの収益率、 2010年は7月末までの収益率です。
- \*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。
- \*ファンドには、ベンチマークはありません。

<sup>\*</sup>投資比率は全て純資産総額対比

<sup>\*</sup>業種は東証33業種分類

EDINET提出書類 大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

# (4)【設定及び解約の実績】

# 大和住銀日本小型株ファンド

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1期(平成16年6月11日~平成17年6月10日)	37,854,762,903	4,017,202,377
第2期(平成17年6月11日~平成18年6月12日)	1,859,698,411	20,025,841,894
第3期(平成18年6月13日~平成19年6月11日)	3,014,978,255	3,338,189,236
第4期(平成19年6月12日~平成20年6月10日)	997,827,960	3,077,996,054
第5期(平成20年6月11日~平成21年6月10日)	271,265,586	2,011,107,499
第6期(平成21年6月11日~平成22年6月10日)	28,624,859	2,632,748,916

<sup>(</sup>注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

# 第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
  - (1)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。
  - (2)申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします(当初1口=1円)。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位とします。
- (3)当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行う ものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができ る「分配金支払いコース」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金再投 資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は 販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販 売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
  - \*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の 異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものと します。
- (4)定時定額で購入する「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。
- (注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金(解約)手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の 受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求 は翌営業日の取扱いとします。 委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

#### <解約請求による換金手続き>

解約価額:当該請求受付日の基準価額です。

(解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約単位:販売会社毎に定めた単位とします。

(解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約代金の支払い:原則として解約請求を受付けた日から起算して4営業日目から販売会

社の申込場所で支払われます。

解約にかかる手数料:ありません。

(注)当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該 受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解 約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該 振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

# <主要投資対象の評価方法>

有価証券等	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価 します。

基準価額は、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

#### 大和住銀投信投資顧問株式会社

- <インターネットホームページ>http://www.daiwasbi.co.jp/
- < お電話によるお問い合わせ先>受付窓口: (電話番号)0120-286104

受付時間:午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

# (3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(平成16年6月11日)から平成26年6月 10日までとします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託 会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

ただし、信託期間の終了前に信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます(後記「(5)その他 信託契約の解約」をご参照ください。)。

# (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注)計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

# (5)【その他】

信託契約の解約

- イ.委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- 口.委託会社は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。
- ハ.信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 二.前八.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託契約の解約を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ホ.前二.の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ.および前口.の信託契約の解約をしません。

へ、委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ト・前二・から前へ・までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前二・の一定の期間が1月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

チ・信託契約の解約時の償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額となります。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

# 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を

解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

# 信託約款の変更

イ.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対してこれらの事項を記載した書面を交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

口.前イ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

八.前口.の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ.の信託約款の変更をしません。

二.委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

# 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から3ヵ月以内に半期報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

# 委託会社と関係法人との契約の変更

#### <募集・販売契約>

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

#### 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### (1)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (2)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (3)受益権の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金(解約)手続等」をご参照ください。

# (4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

# (5)反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年 大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており ます。

ただし、第5期計算期間(平成20年6月11日から平成21年6月10日まで)については、改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産の計算に関する規則に基づき、第6期計算期間(平成21年6月11日から平成22年6月10日まで)については、改正後の財務諸表等規則及び投資信託財産の計算に関する規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成20年6月11日から平成21年6月10日まで)の財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受け、第6期計算期間(平成21年6月11日から平成22年6月10日まで)の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

# 1【財務諸表】

大和住銀日本小型株ファンド (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(12:13)
	第 5 期 平成21年 6 月10日現在	第 6 期 平成22年 6 月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	264,465,299	247,985,053
株式	5,090,130,350	4,639,321,350
未収入金	60,706,349	7,559,059
未収配当金	82,502,970	56,673,610
流動資産合計	5,497,804,968	4,951,539,072
資産合計	5,497,804,968	4,951,539,072
負債の部		
流動負債		
未払金	18,946,971	-
未払解約金	13,131,220	9,851,806
未払受託者報酬	2,089,128	2,055,709
未払委託者報酬	37,605,056	37,003,608
その他未払費用	556,879	491,658
流動負債合計	72,329,254	49,402,781
負債合計	72,329,254	49,402,781
純資産の部		
元本等		
元本	11,528,196,055	8,924,071,998
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,102,720,341	4,021,935,707
(分配準備積立金)	250,960,626	293,240,140
元本等合計	5,425,475,714	4,902,136,291
純資産合計	5,425,475,714	4,902,136,291
負債純資産合計	5,497,804,968	4,951,539,072

(単位:円)

#### (2)【損益及び剰余金計算書】

第5期 第6期 自 平成21年6月11日 自 平成20年6月11日 至 平成21年6月10日 至 平成22年6月10日 営業収益 受取配当金 182,582,311 120,106,510 受取利息 271,864 1,042,208 有価証券売買等損益 2,773,888,807 774,277,023 その他収益 36,571 36,174 営業収益合計 2,590,227,717 894,691,571 営業費用 受託者報酬 4,371,778 4,951,571 委託者報酬 89,129,612 78,693,598 その他費用 556,879 491,658 営業費用合計 94,638,062 83,557,034 営業利益又は営業損失() 2,684,865,779 811,134,537 経常利益又は経常損失() 2,684,865,779 811,134,537 当期純利益又は当期純損失( 2,684,865,779 811,134,537 ) 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 431,617,582 110,302,256 約に伴う当期純損失金額の分配額( 期首剰余金又は期首欠損金() 4,379,283,425 6,102,720,341 剰余金増加額又は欠損金減少額 668,262,412 1,393,517,538 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 668,262,412 1,393,517,538 少額 剰余金減少額又は欠損金増加額 138,451,131 13,565,185 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 13,565,185 138,451,131 加額 分配金 期末剰余金又は期末欠損金() 4,021,935,707 6,102,720,341

(3)【注記表】 「重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(重要な会計方針に係る事項)	こ関する汪記)	
	第5期	第6期
項目	自 平成20年6月11日	自 平成21年6月11日
	至 平成21年6月10日	至 平成22年6月10日
1 . 有価証券の評価基準及 び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取 引所における最終相場(最終相場のないものに ついては、それに準ずる価額)、又は金融商品取 引業者等の提示する気配相場に基づいて評価し ております。	株式 同左
	また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	同左
2 . 収益及び費用の計上基 準	(1)受取配当金 国内株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)有価証券売買等損益 同左

(貸借対昭表に関する注記)

(負担対照表に関する注記)		
	第5期	第6期
項目		
	平成21年6月10日現在	平成22年6月10日現在
1. 元本状況 期首元本額	13,268,037,968円	11,528,196,055円
期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 	271,265,586円 2,011,107,499円	28,624,859円 2,632,748,916円
2.受益権の総数	11,528,196,055□	8,924,071,998口
3.元本の欠損		
	6,102,720,341円	4,021,935,707円

( 揖恭乃7 新全全計管書に関する注記 )

( 損益及び判所金計算書に関する注記 ) 第 5 期	第6期
自 平成20年6月11日	自 平成21年6月11日
至 平成21年6月10日	至 平成22年6月10日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

#### (金融商品に関する注記)

#### (追加情報)

第6期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に 関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。 金融商品の状況に関する事項

金融商品の状況に関する事項	
	第6期
項目	自 平成21年6月11日
	至 平成22年6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体 制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会(代表取締役社長を委員長とします。)は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、法務コンプライアンス部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

- 立殿的印の時間寺に関する事項	
項目	第6期
	平成22年6月10日現在
1.金融商品の時価及び貸借対照 表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額 はありません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価とし ております。

#### (有価証券に関する注記)

# 売買目的有価証券

第5期(平成21年6月10日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に
		含まれた評価差額(円)
株式	5,090,130,350	1,882,365,965
合計	5,090,130,350	1,882,365,965

#### 第6期(平成22年6月10日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	389,950,015
合計	389,950,015

(デリバティブ取引等関係に関する注記) 第5期(自平成20年6月11日至平成21年6月10日) 該当事項はありません。

第6期(自平成21年6月11日至平成22年6月10日) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 第5期(自平成20年6月11日至平成21年6月10日) 該当事項はありません。

第6期(自 平成21年6月11日 至 平成22年6月10日) 該当事項はありません。

#### (1口当たり情報)

第 5 期 平成21年 6 月10日現在	第 6 期 平成22年 6 月10日現在		
1口当たり純資産額	1 口当たり純資産額		
0.4706円	0.5493円		
「1口=1円(10,000口=4,706円)」	「1口=1円(10,000口=5,493円)」		

# (4)【附属明細表】 有価証券明細表 <株式>

i貨	銘柄	株式数	部	価額	備考
29		(株)	単価	金額	1佣15
7	日本電技	58,800	596	35,044,800	
	ケンコーマヨネーズ	20,000	540	10,800,000	
	クラウディア	77,000	1,204	92,708,000	
	ハビックス	94,000	368	34,592,000	
	日本化学産業	14,000	643	9,002,000	
	T&K TOKA	3,600	1,000	3,600,000	
	東洋ドライルーブ	34,800	1,224	42,595,200	
	パーカーコーポレーション	294,000	162	47,628,000	
	富士製薬工業	10,400	1,771	18,418,400	
	三谷セキサン	112,500	450	50,625,000	
	三ツ知	49,300	1,150	56,695,000	
	アルインコ	252,200	217	54,727,400	
	イハラサイエンス	147,000	570	83,790,000	
	日進工具	7,300	2,330	17,009,000	
	日精エー・エス・ビー機械	121,000	573	69,333,000	
	フロイント産業	40,500	450	18,225,000	
		61.600	528	32,524,800	
	s antec	55,000	176	9,680,000	
	遠藤製作所	28,900	469	13,554,100	
	萩原工業	92,200	1,082	99.760.400	
	ヒガシトゥエンティワン	6,300	340	2,142,000	
	アルプス物流	9,600	875	8,400,000	
	ヒューテックノオリン	151,900	700	106,330,000	
	トランコム	79,900	1,452	116,014,800	
	プライムワークス	3	93,400	280,200	
	SBIベリトランス	2,500	50,700	126,750,000	
	テクマトリックス	1,004	68,000	68,272,000	
	エヌ・デーソフトウェア	59,300	786	46,609,800	
	ディーバ	296	199,800	59,140,800	
	プロトコーポレーション	50,000	3,355	167,750,000	
	エムティーアイ	127	129,400	16,433,800	
	ベルパーク	344	152,500	52,460,000	
	ウイン・インターナショナル	4,300	574	2,468,200	
	ラサ商事	146,200	300	43,860,000	
	ソフトクリエイト	49,800	880	43,824,000	
	アイケイコーポレーション	1,018	27,250	27,740,500	
	デリカフーズ	169	109,000	18.421.000	
	萩原電気	106,500	665	70,822,500	
	泉州電業	140,000	910	127,400,000	
	日邦産業	2,700	510	1,377,000	
	ワッツ	202,200	599	121,117,800	
	ハローズ	42,300	694	29,356,200	
	ゲンキー	100,000	1,170	117,000,000	
	コメ兵	17,700	381	6,743,700	
	セリア	1,500	157,000	235,500,000	

アライドハーツ・ホールディングス	26,000	1,057	27,482,000	
ユニバース	95,500	1,216	116,128,000	
アークランドサービス	187	193,000	36,091,000	
オンリー	1,099	40,900	44,949,100	
クスリのアオキ	57,500	870	50,025,000	
オーエムツーネットワーク	1,500	522	783,000	
ケーユーホールディングス	44,300	311	13,777,300	
ベルク	18,000	837	15,066,000	
東京デリカ	133,300	323	43,055,900	
FXプライム	131,700	338	44,514,600	
JPNホールディングス	130,500	388	50,634,000	
イー・ギャランティ	269	209,500	56,355,500	
アサックス	649	102,600	66,587,400	
三栄建築設計	4,200	2,100	8,820,000	
スター・マイカ	1,474	110,000	162,140,000	
プレサンスコーポレーション	522	172,700	90,149,400	
リロ・ホールディング	77,600	1,458	113,140,800	
レーサム	925	25,800	23,865,000	
毎日コムネット	157,800	293	46,235,400	
ランドビジネス	755	16,810	12,691,550	
ネクスト	454	69,100	31,371,400	
応用医学研究所	15,100	806	12,170,600	
ノバレーゼ	1,972	58,000	114,376,000	
GABA	935	33,400	31,229,000	
エス・エム・エス	1,000	106,200	106,200,000	
トライステージ	4,300	2,036	8,754,800	
ツクイ	191,600	471	90,243,600	
ゲンダイエージェンシー	536	93,100	49,901,600	-
ベストブライダル	258	249,600	64,396,800	
ピーアンドピー	1,270	18,600	23,622,000	
アスカネット	1,182	56,900	67,255,800	
WDB	908	51,500	46,762,000	
プレステージ・インターナショナル	1,200	141,000	169,200,000	
日本空調サービス	89,200	700	62,440,000	
エイジス	6,300	1,430	9,009,000	
日本医療事務センター	212,000	350	74,200,000	
トーカイ	108,600	1,199	130,211,400	
ステップ	227,000	480	108,960,000	
合計(日本)83銘柄	4,497,356	-	4,639,321,350	<del></del>

# 2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】 (平成22年7月末現在)

# 大和住銀日本小型株ファンド

八伯は取り本が主体とテント		
資産総額	4,688,824,119	円
負債総額	21,761,473	円
純資産総額( - )	4,667,062,646	円
発行済数量	8,629,053,131	
1 単位当り純資産額( / )	0.5409	円

# 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者集会

開催しません。

4 受益者に対する特典

ありません。

#### 5 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 6 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 7 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を 均等に再分割できるものとします。

#### 8 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- 9 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
  - 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。
- (注)委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を 取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承 継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表 示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 第三部【委託会社等の情報】

# 第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

#### (1)資本金の額

資本金の額:20億円(平成22年7月末現在) 会社が発行する株式総数:12,800,000株

発行済株式総数:3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

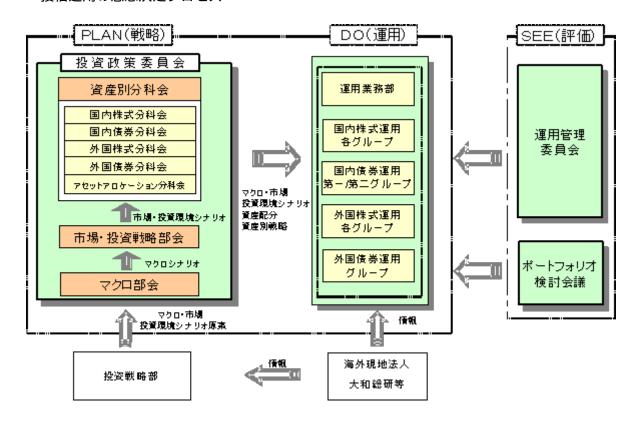
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

# <投信運用の意思決定プロセス>



#### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行(現株式会社三井住友フィナンシャルグループ)および大和證券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社)の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年7月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、135本であり、その純資産総額は、約2,326,757百万円です(なお、親投資信託46本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。)。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	3	16,953百万円
追加型株式投資信託	131	2,304,952百万円
追加型公社債投資信託	1	4,851百万円
合計	135	2,326,757百万円

# 3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。なお、第37期事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第38期事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)および第38期事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)の財務諸表についての監査を、あずさ監査法人により受けております。

# (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

		第37期 (平成21年3月31日)	第38期 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		8,926,038	10,732,367
前払費用		164,321	158,204
未収還付法人税等		304,359	-
未収収益		2,200,246	3,018,894
繰延税金資産		302,927	401,279
その他	_	96,171	3
流動資産計		11,994,065	14,310,748
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	397,192	330,961
器具備品	1	98,818	66,930
土地		710	710
建設仮勘定	_	3,911	-
有形固定資産計		500,632	398,601
無形固定資産			
ソフトウエア		445,887	561,554
電話加入権	_	12,706	12,706
無形固定資産計		458,593	574,261
投資その他の資産			
投資有価証券		3,812,850	4,474,278
関係会社株式		1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金		9,100	5,277
長期差入保証金		742,547	743,958
出資金		161,517	161,517
繰延税金資産		557,369	536,417
その他		1,323	916
貸倒引当金	_	70,350	73,350
投資その他の資産計	_	6,384,132	7,018,789
固定資産計	_	7,343,357	7,991,652

EDINET提出書類 大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

資産合計 19,337,423 22,302,401

(単位:千

円)

[])		
	第37期 (平成21年3月31日)	第38期 (平成22年3月31日)
 負債の部		
流動負債		
未払金	73,433	183,571
未払費用	1,102,827	1,657,874
未払法人税等	-	915,515
前受収益	8,983	2,895
賞与引当金	604,600	715,800
役員賞与引当金	48,800	58,000
その他	18,721	18,976
流動負債計	1,857,365	3,552,633
固定負債		
退職給付引当金	751,197	835,692
役員退職慰労引当金	133,802	173,442
固定負債計	885,000	1,009,135
負債合計	2,742,365	4,561,769

(単位:千

円)

	第37期 (平成21年3月31日)	第38期 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	13,220,524	14,232,788
利益剰余金合計	14,664,255	15,676,519
株主資本合計	16,820,524	17,832,788
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	225,466	92,156
評価・換算差額等合計	225,466	92,156
純資産合計	16,595,057	17,740,631
負債純資産合計	19,337,423	22,302,401

(2)【損益計算書】	(単位:千円)	
	第37期	第38期
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
運用受託報酬	4,061,953	3,603,017
委託者報酬	15,381,937	16,956,717
その他営業収益	23,815	24,464
営業収益計	19,467,706	20,584,199
営業費用		
支払手数料	7,587,789	8,348,565
広告宣伝費	139,283	164,821
公告費	1,590	-
調査費		
調査費	1,208,212	1,113,852
委託調査費	1,691,482	1,923,670
委託計算費	112,690	118,521
営業雑経費		
通信費	27,023	29,464
印刷費	288,628	325,398
協会費	21,841	16,722
諸会費	8,534	6,036
その他	4,503	34,513
営業費用計	11,091,578	12,081,565
一般管理費		
給料		
役員報酬	205,830	205,410
給料・手当	2,704,289	2,717,562
賞与	40,459	40,152
退職金	5,076	4,038
福利厚生費	457,355	478,341
交際費	11,634	14,440
旅費交通費	144,711	129,350
租税公課	57,374	59,772

不動産賃借料	838,846	848,510
退職給付費用	171,337	190,115
固定資産減価償却費	168,629	119,125
賞与引当金繰入額	604,600	715,800
役員退職慰労引当金繰入額	39,220	39,640
役員賞与引当金繰入額	48,800	58,000
諸経費	282,477	233,998
一般管理費計	5,780,642	5,854,257
営業利益	2,595,485	2,648,375
営業外収益		
受取配当金	354,591	502,114
受取利息	22,205	14,130
投資有価証券売却益	2,288	-
為替差益	9,761	-
その他	4,989	32,982
営業外収益計	393,834	549,227
営業外費用		
投資有価証券売却損	677	-
為替差損	-	8,094
その他	4,113	66
営業外費用計	4,790	8,160
経常利益	2,984,529	3,189,442
特別利益		
賞与引当金戻入益	100,063	
特別利益計	100,063	-
特別損失		
貸倒引当金繰入額	-	5,000
その他	221	169
特別損失計	221	5,169
	221 3,084,371	5,169 3,184,273

法人税等調整額	164,798	168,517
法人税等合計	1,130,798	1,209,509
当期純利益	1,953,572	1,974,764

(3)【株主資本等変動計算書】	(単位:千円)	
	第37期	第38期
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	<u> </u>	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計		<u>-</u>
当期末残高	156,268	156,268
資本剰余金合計		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計		<u>-</u>
当期末残高	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	343,731	343,731
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,100,000	1,100,000
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	12,806,951	13,220,524

当期変動額		
剰余金の配当	1,540,000	962,500
当期純利益	1,953,572	1,974,764
当期変動額合計	413,572	1,012,264
当期末残高	13,220,524	14,232,788
利益剰余金合計		
前期末残高	14,250,683	14,664,255
当期变動額		
剰余金の配当	1,540,000	962,500
当期純利益	1,953,572	1,974,764
当期変動額合計	413,572	1,012,264
当期末残高	14,664,255	15,676,519
株主資本合計		
前期末残高	16,406,951	16,820,524
当期変動額		
剰余金の配当	1,540,000	962,500
当期純利益	1,953,572	1,974,764
当期変動額合計	413,572	1,012,264
当期末残高	16,820,524	17,832,788
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	40,620	225,466
当期変動額		
株主資本以外の項目	184,845	133,310
の当期変動額(純額)		
当期変動額合計	184,845	133,310
当期末残高	225,466	92,156
評価・換算差額等合計		
前期末残高	40,620	225,466
当期变動額		
株主資本以外の項目	184,845	133,310
の当期変動額(純額)		
当期变動額合計	184,845	133,310
当期末残高	225,466	92,156

純資産合計		
前期末残高	16,366,330	16,595,057
当期変動額		
剰余金の配当	1,540,000	962,500
当期純利益	1,953,572	1,974,764
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	184,845	133,310
当期変動額合計	228,726	1,145,574
当期末残高	16,595,057	17,740,631

<u>次へ</u>

# 重要な会計方針

里安な芸計力却 「	T	
	第37期	第38期
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
1.有価証券の評価基準	(1) 子会社株式及び関連会社株式	(1) 子会社株式及び関連会社株式
及び評価方法	総平均法による原価法を採用してお	同左
	ります。	
	(2) その他有価証券	(2) その他有価証券
	時価のあるもの	同左
	決算日の市場価格等に基づく時	
	価	
	法(評価差額は、全部純資産直入法	
	により処理し、売却原価は、総平均	
	法により算定)を採用しておりま	
	す。	
	時価のないもの	
	総平均法による原価法を採用し	
	て	
	おります。	
2.固定資産の減価償却の	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産
方法	定率法を採用しております。	同左
	なお、主な耐用年数は以下のとおり	
	であります。	
	建物 15~30年	
	器具備品 4~15年	
	(2) 無形固定資産	(2)無形固定資産
	定額法を採用しております。	同左
	なお、自社利用のソフトウエアにつ	
	いては、社内における利用可能期間	
	(5年)に基づく定額法によっておりま	
	<b>す</b> 。	
3.引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
	債権の貸倒による損失に備えるた	同左
	め	
	一般債権については貸倒実績率によ	
	り、貸倒懸念債権等の特定の債権につ	
	いては個別に回収可能性を検討し回収	
	不能見込額を計上しております。	(2) 賞与引当金
	(2) 賞与引当金	同左
	従業員賞与の支払に備えるため、将	
	来の支給見込額のうち当事業年度の	
	負	(3) 役員賞与引当金
	担額を計上しております。	同左
	(3) 役員賞与引当金	
	役員賞与の支払に備えるため、将来	
	の支給見込額のうち当事業年度の負担	
	額を計上しております。	
	•	'

	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社 内規定に基づく当事業年度末の要支	(4) 退職給付引当金 同左
	給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。	
	(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備える た め、役員退職慰労金規程に基づく当事 業年度末の要支給額を計上しており ま す。	(5) 役員退職慰労引当金 同左
4.その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

# 会計方針の変更

第37期	第38期
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準等)	
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従	
来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によってお	
りましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計	
基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業	
会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び	
「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会	
計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会	-
計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))	
が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に	
準じた会計処理を適用しております。なお、リース取引	
開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナン	
ス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引	
に係る方法に準じた会計処理を適用しております。当該	
変更に伴う損益に与える影響はありません。	

# 表示方法の変更

第37期	第38期
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
(損益計算書)	
投資運用業等統一経理基準の一部改正(平成20年3月	
19日)により、以下の表示方法の変更を行っておりま	
<b>ब</b> ,	
(1)前事業年度のまで助言手数料を営業費用の「支払	
手数料」に含めて表示しておりましたが、当事業年度	
より「委託調査費」として区分掲記することといた	
しました。なお、前事業年度の「支払手数料」に含ま	
れる助言手数料は、2,333,171千円であり、当事業年度	
の「調査費」に含まれる助言手数料は、1,651,234千	
円であります。	
(2)前事業年度まで「海外委託費」は、一般管理費に	
表示しておりましたが、当事業年度より営業費用の	
「調査費」と「委託調査費」に表示することといた	_
しました。当事業年度の「調査費」、「委託調査費」	
に含まれる海外委託費の合計額は、360,564千円であ	
ります。	
(3)前事業年度まで「器具・備品費」は、一般管理費	
の内訳として区分掲記しておりましたが、当事業年度	
より「諸経費」の中に含めることといたしました。な	
お、当事業年度の「器具・備品費」は、84,833千円で	
あります。	
(4)前事業年度まで「情報提供料」を一般管理費の	
「諸経費」に含めて表示しておりましたが、当事	
業年度より営業費用の「調査費」に含めて表示す	
ることといたしました。なお、前事業年度及び当	
事業年度の「情報提供料」はいずれも40,000千円	
であります。	

# 注記事項

# (貸借対照表関係)

第37期	第38期		
(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)		
1.有形固定資産の減価償却累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額		
建物 132,619千円	建物 207,904千円		
器具備品 184,596千円	器具備品 228,436千円		
2.保証債務	2.保証債務		
被保証者     従業員	被保証者     従業員		
被保証債務の内容 住宅ローン	被保証債務の内容 住宅ローン		
金額 31,092千円	金額 27,211千円		

# (損益計算書関係)

第37期	第38期
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

# (株主資本等変動計算書関係)

第37期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株 式 数	増加株式数	減少株式数	株 式 数
発行済株式				
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

- 2.自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項

# (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20 日 定時株主総会	普通株式	1,540,000	400	平成20年3月31 日	平成20年6月23 日

# (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1株当た り配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24 日 定時株主総会	普通 株式	962,500	利益 剰余金	250	平成21年3月31 日	平成21年6月25 日

第38期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:千株)

_	130111121212101	•	( 1 = 1 1 1	. ,	
		前事業年度末	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
		株 式 数	増加株式数	減少株式数	株 式 数
	発行済株式				

普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

- 2.自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

# 4.配当に関する事項

# (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24 日 定時株主総会	普通株式	962,500	250	平成21年3月31 日	平成21年6月25 日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成22年6月28日開催の第38回定時株主総会において、次のとおり付議致します。

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1 株当た り配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28 日 定時株主総会	普通 株式	962,500	利益剰余金	250	平成22年3月31 日	平成22年6月29 日

#### (リース取引関係)

第37期

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1.ファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 (通常の賃貸 借取引に係る方法に準じた会計処理によっているも の)

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額

	取得価額	減価償却累	期末残高
	相当額	計額相当額	相当額
	(千円)	(千円)	(千円)
器具備品	4,823	1,045	3,778
合 計	4,823	1,045	3,778

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内

926千円

1年超

2,934千円

合計

3,861千円

(3) 支払リース料 減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 1,070千円

減価償却費相当額 964千円

支払利息相当額 181千円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2.オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内 2,104千円

1年超 1,609千円

合計 3,714千円

第38期

(自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日)

1.ファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引(通常の賃貸 借取引に係る方法に準じた会計処理によっているも の)

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額	減価償却累	期末残高
	相当額	計額相当額	相当額
	(千円)	(千円)	(千円)
器具備品	4,823	2,009	2,813
合 計	4,823	2,009	2,813

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内 966千円

1年超 1,968千円

合計 2,934千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 1,070千円

減価償却費相当額 964千円

支払利息相当額 143千円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同左

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内 1,609千円

1年超 - 千円

合計 1,609千円

# (金融商品関係)

第38期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

# (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時

価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

# 1.金融商品の状況に関する事項

# (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で 流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。 その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は、主たる事業である投資運用業等より発生する運用報酬、委託者報酬が大半を占めております。これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどがファンド財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券はその大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払費用は投資信託の販売に係る支払手数料と運用に係る再委託手数料であります。

未払費用の大半を占める支払手数料は、ファンド財産の中から支払われるため、支払期日に支払を実行出来なくなるリスクは極めて軽微であります。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することに より、流動性リスクを管理しております。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	10,732,367	10,732,367	-
(2)未収収益	3,014,380	3,014,380	1
(3)投資有価証券			ı
その他有価証券	4,182,854	4,182,854	1
資産計	17,929,602	17,929,602	1
(1)未払費用	1,472,849	1,472,849	
負債計	1,472,849	1,472,849	1

(\*1) 未収収益のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

(\*2) 未払費用のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

## (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## <u>資産</u>

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

#### (3)投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

#### 負債

## (1) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	
非上場株式	291,423
(2)子会社株式	
非上場株式	1,169,774
(3)長期差入保証金	743,958

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められること から時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2.(3)投資有価証券には含めておりません。

## (注3)金銭債権の決算日以後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内
現金・預金	10,732,367
未収収益	3,014,380
合計	13,746,747

#### (有価証券関係)

第37期(平成21年3月31日現在)

#### 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千 円)	差額(千円)
145/H+3-1077 == 51 1 \$55.4°	(1) 株式	-	-	-
貸借対照表計上額が	(2) 債券	-	-	-
取得原価を超えるもの	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-

(1	(1) 株式	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない	(2) 債券	1	1	-
取得原価を超えない もの	(3) その他	3,901,000	3,521,426	379,573
607	小計	3,901,000	3,521,426	379,573
合計		3,901,000	3,521,426	379,573

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
77,769	2,288	677

## 3.時価評価されていない有価証券

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(千円)
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合計	1,169,774

## (2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額(千円)	
非上場株式	291,423	
合計	291,423	

# 第38期(平成22年3月31日現在)

## 1.子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式1,169,774千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

# 2. その他有価証券

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千 円)	差額(千円)
<b>徐伊</b> ·	(1) 株式	-		-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも	(2) 債券	-	-	ı
以待原価を起えるもの	(3) その他	1,273,000	1,285,821	12,821
	小計	1,273,000	1,285,821	12,821
	(1) 株式	-	-	ı
貸借対照表計上額が	(2) 債券	-	-	ı
取得原価を超えない - もの -	(3) その他	3,065,000	2,897,033	167,967
	小計	3,065,000	2,897,033	167,967
合計		4,338,000	4,182,854	155,145

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額 291,423千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額 ( 千円 )	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)
-	-	-

# (デリバティブ取引関係)

第37期	第38期
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりま	同左
せんので、該当事項はありません。	四生

# L (退

退職給付関係)		
第37期	第38期	
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)	
1.採用している退職給付制度の概要	1.採用している退職給付制度の概要	
退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定	同左	
拠出年金制度を採用しております。		
2.退職給付債務に関する事項	2.退職給付債務に関する事項	
退職給付債務(退職給付引当金)	退職給付債務(退職給付引当金)	
751,197千円	835,692千円	
(注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を	(注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を	
採用しております。	採用しております。	
3.退職給付費用に関する事項	3.退職給付費用に関する事項	
勤務費用 128,898千円	勤務費用 144,118千円	
確定拠出年金掛金 42,439千円	確定拠出年金掛金 45,997千円	
合 計 171,337千円	合 計 190,115千円	
(注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を	(注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を	
採用しております。	採用しております。	
4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
当社は簡便法を採用しておりますので、基	同左	
礎率等については記載しておりません。		

# (税効果会計関係)

第37期		第38期	
(自 平成20年4月1日		(自 平成21年4月1日	
至 平成21年3月31日)		至 平成22年3月31日)	
		- 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発	生の主な原因別
   内訳		   内訳	
】   流動資産 (千円)		流動資産 (千円)	
未払事業税	14,717	未払事業税	67,959
賞与引当金	245,467	賞与引当金	290,614
社会保険料	22,200	社会保険料	28,209
未払事業所税	5,229	未払事業所税	5,090
その他	15,313	その他	9,404
(繰延税金資産の小計)	302,927	(繰延税金資産の小計)	401,279
繰延税金資産の純額	302,927	- 繰延税金資産の純額	401,279
		_	
固定資産		固定資産	
退職給付引当金	304,986	退職給付引当金	339,291
投資有価証券	40,700	投資有価証券	40,700
ゴルフ会員権	37,190	ゴルフ会員権	38,408
役員退職慰労引当金	54,323	役員退職慰労引当金	70,417
その他有価証券評価差額金	154,106	その他有価証券評価差額金	62,988
その他	43,952	その他	64,125
(繰延税金資産の小計)	635,260	(繰延税金資産の小計)	615,932
評価性引当額	77,890	評価性引当額	79,514
(繰延税金資産の合計)	557,369	(繰延税金資産の合計)	536,417
繰延税金資産の純額	557,369	繰延税金資産の純額	536,417
2.法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担	2.法定実効税率と税効果会計適用後の	去人税等の負担
率		率	
との間に重要な差異があるときの、当	該差異の原因と	との間に重要な差異があるときの、当語	<b>亥差異の原因と</b>
なった主要な項目別の内訳		なった主要な項目別の内訳	
法定実効税率 40.6%		法定実効税率 40.6%	
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されないI   _	頁 0.9	交際費等永久に損金に算入されない項 _	1.0
目			
受取配当金等永久に益金に算入されない	項 0.3	│ 受取配当金等永久に益金に算入されない項 │ _	4.7
過年度法人税等   ***********************************	0.6	過年度法人税等   3.00th	0.9
特定外国子会社等課税所得	1.6	その他	0.2
外国税額控除   マの他	1.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率 	38.0
その他	0.7		
│ 税効果会計適用後の法人税等の負担図 │	<u>36.6</u>		

## (関連当事者との取引)

第37期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

## 兄弟会社等

	<u>۸</u>			事業	議決	関係	内容		HU 21		#=+
属性	会社 等の 名称	住所	資本金 (億円)	内又職業	権等 の所 有割 合	役員 の兼 任等	事業 上の 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
そのの関係を対象を	大和 証券 株式 会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	-	当社投 資信託 に係る 事務代 行の等 託等	投信 話事 で を で 数数 大数 大数 大数 大数 1	2,078,153	未払費用	242,242
その他の関係会社の会社	株会 三住銀行	東京 都 千代 田区	6,650	銀行業	-	-	当社投 資信託 に係る 事務代 行の等 託等	投資信 話事 そ で 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	3,549,060	未払費用	193,011

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。 (追加情報)

当事業年度より平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象の追加はございません。

# 第38期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 兄弟会社等

属性	会社 等の 名称	住所	資本金 (億円)	事業 の内容 は職業	議 権等 の所 有割 合	関係 役員 の兼 任等	内容 事業 上の 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係社の子会社	大和 証券 株式 会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	-	当社 資信 に 事務の 等 行 託等	投資信 高事務 代数料の 支払 1	2,590,851	未払費用	385,057

そのの係社の会社の会社	株 会 三 住 銀行	東京 都 千代 田区	17,710	銀行業	-	-	当社投 に係る に係る 行の等 託等	投 管 に 事 行 料 の 支 払 1	2,955,228	未払費用	259,188	
-------------	------------	---------------------	--------	-----	---	---	--------------------------------	--	-----------	------	---------	--

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

# (1株当たり情報)

<del></del>	
第37期	第38期
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
1 株当たり純資産額 4,310円	340銭 1 株当たり純資産額 4,607円96銭
1株当たり当期純利益 507円42金	銭 1 株当たり当期純利益 512円93銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純和	利益に 同左
ついては、潜在株式が存在しないため記載	載しており
ません。	

# (注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期	第38期
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純利益 (千円)	1,953,572	1,974,764
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,953,572	1,974,764
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

## (重要な後発事象)

第37期	第38期		
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日		
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)		
該当事項はありません。	同左		

# 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を 行います。

## 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

名称	資本金の額(百万円) 平成22年3月末現在	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

-<参考:再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)の概要>

・資本金:51,000百万円(平成22年3月末現在)

・資本構成:住友信託銀行株式会社33.3%、株式会社りそな銀行33.3%、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社33.3%

・事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社 から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委 託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とし ます。

## (2)販売会社

名称	資本金の額(百万円) 平成22年3月末現在	事業の内容		
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第		
大和証券キャピタル・マーケッツ 株式会社	255,700	一種金融商品取引業を営ん でいます。		

## 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託 事務処理の一部の委託等を行います。

## (2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務 等を行います。

## 3【資本関係】

## (1)受託会社

受託会社の住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧 問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

#### (2)販売会社

大和証券株式会社および大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

## 第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
- (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3)委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合 にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10)ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
- (11)図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。
- 5 次のキャッチコピーを目論見書に記載することがあります。 キャッチコピー:小さくても輝きを放つ企業を発掘。

平成22年7月23日

大和住銀投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計 飯田 浩司 印業務執行 士 飯田 浩司 印社員 指定有限責任社 員 公認会計 久野 佳樹 印業務執行社 士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀日本小型株ファンドの平成21年6月11日から平成22年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ること を求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに 経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んで いる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀日本小型株ファンドの平成22年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

次へ

<sup>(</sup>注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別 途保管しております。

平成22年6月16日

大和住銀投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成21年7月24日

大和住銀投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀日本小型株ファンドの平成20年6月11日から平成21年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀日本小型株ファンドの平成21年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別 途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

<u>次へ</u>

平成21年6月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。